

1

「社労士診断認証制度」
プラスアルファ項目について

「経営労務診断適合企業」で「適合」の認証マークを取得した企業が、さらなる調査結果への信頼性を高めるために、賃金の未払が発生するような懸念がないか、企業から診断を求められる場合があります。

そのような場合に、統一的に賃金の未払状況の診断に使用するために、「社労士診断認証制度 経営労務診断プラスアルファ確認事項」を、ウェブサイト「経営労務診断のひろば」(<https://www.sr-shindan.jp/>)の社労士会員ページの「資料ダウンロード」に追加しました。経営労務診断®の「1-2 労働時間管理体制」の各項目を調査するときのプラスアルファの位置づけです。

「資料ダウンロード」に追加した「社労士診断認証制度 経営労務診断プラスアルファ確認事項」は、「シート」と「解説」のふたつに分かれています。

「シート」は、診断に使用したり企業に渡すためのもので、10項目と法令等だけをA4判・1枚にまとめています。「解説」は、項目ごとの基準及び留意点と、関連法令などを示しています。

未払賃金の有無については、診断作業が細くなり、また各企業の労働時間管理や賃金に関するルールと実務の実態を十分理解した上で確認することになります。担当する社労士は、まずは関連法令を十分理解し、確認に際してのポイントを押さえてから診断に臨みましょう。

なお、この追加診断項目については、「適合」の判断には当面加えないこととします。

プラスアルファ項目は、今後、さらに追加を予定しています。

■未払賃金の有無に関する診断項目

1	管理されている就業時間*と勤務表や賃金台帳に記載されている労働時間が一致しているか。
2	法定労働時間を超える労働に対して、割増賃金は支払われているか。 あるいは変形労働時間制の場合、時間外労働であると協定した労働時間に対して適正な割増賃金が支払われているか。
3	法定休日における労働に対して、割増賃金が支払われているか。
4	深夜労働に対して、割増賃金が支払われているか。
5	深夜労働については、管理監督者へも割増賃金が支払われているか。
6	それぞれの割増率は法令を下回っていないか。
7	労働基準法第37条第3項による「代替休暇」を従業員が取得した場合、労使協定どおり運用されているか。
8	7.の場合、就業規則に定めがあるか。
9	労働時間、賃金額の端数について、適正に処理しているか。
10	最低賃金を下回っていないか。

*「管理されている就業時間」とは、平成29年1月20日策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(資料集参照)に基づくものを指します。